

## いちかわ市議会だより新聞折り込み配布業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 いちかわ市議会だより新聞折り込み配布業務委託
- 2 業務目的 本業務は、いちかわ市議会だより（以下「市議会だより」という。）を日刊紙に折り込み、市民に配布することを目的とする。
- 3 納入場所（委託場所） 市川市八幡1丁目1番1号 市川市議会事務局  
※ただし、上記の納入場所を変更しようとするときは、委託者と受託者との協議の上で、これを決定する。
- 4 委託期間 令和8年5月1日～令和9年2月26日
- 5 業務内容
  - (1) 折り込み印刷物
    - ア) 規格：タブロイド版、両面刷り、再生上質紙5.5kgまたは上質紙5.5kg
      - ・ 2月定例会号・・・10頁
      - ・ 6月定例会号、9月定例会号、12月定例会号・・・8頁
      - ・ 新年号・・・4頁発行日は、原則として2月、5月、8月、11月の各月第2土曜日とする（新年号は1月1日に発行）。なお、定例会の日程により発行日を変更する場合等は、発行日の2週間前までに議会事務局より連絡を行う。
    - イ) 引き渡し日  
受託者は、委託者の指定する場所で引き渡しを受けるものとし、その期日は発行日（折り込み日）の2日前ないし3日前とする。ただし、発行日を含む週に祝日及び年末年始が含まれる場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。
    - ウ) 引き渡し方法  
受託者は、委託者が指定する印刷業者から、折り込む印刷物を直接受領するものとし、受領後は、委託者にその旨を通知する。
  - (2) 折り込み配布
    - ア) 配布区域 市川市全区域
    - イ) 折り込み配布部数 約61,965部  
ただし、実際に必要となる折り込み部数は、事前に協議の上決定する。

#### ウ) 配布方法及び折り込み紙

市議会だよりの新聞折り込み配布は、次に掲げる千葉県新聞販売組合加盟の日刊7紙の各系列新聞販売店を通じて行うものとする。新聞への折り込み場所は、原則として、折り込み物の最上段とし、部数は各1部とする。

【日刊7紙】朝日新聞（東京発行）、毎日新聞（東京発行）、読売新聞（東京発行）、産業経済新聞（東京発行）、日本経済新聞（東京発行）、東京新聞、千葉日報

#### エ) 折り込み指定日

発行日当日の朝刊とする。ただし、やむを得ない理由でその日に折り込みできない場合は、委託者と受託者との協議の上、折り込み日及び配布日を決定する。

### 6 報告書

- (1) 受託者は、業務を完了した日から14日以内に、折り込み実績数を明記した業務完了報告書（別紙）を委託者に提出するものとする。また、業務完了報告書には、各新聞販売店への配布数を明記した明細書（各新聞販売店の受領印のあるもの）を添付するものとする。
- (2) 受託者は、本業務がすべて完了したときには、委託者が定める完了届（別紙）を委託期間終了日までに提出するものとする。

### 7 その他

- (1) 受託者は、委託者と密接な連絡をとり、新聞販売店との十分な調整に努め、円滑な業務の遂行を図り、配布漏れなどが生じたときは、委託者に連絡するとともに、速やかに対処するものとする。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。